

## 自筆証書遺言の作成について

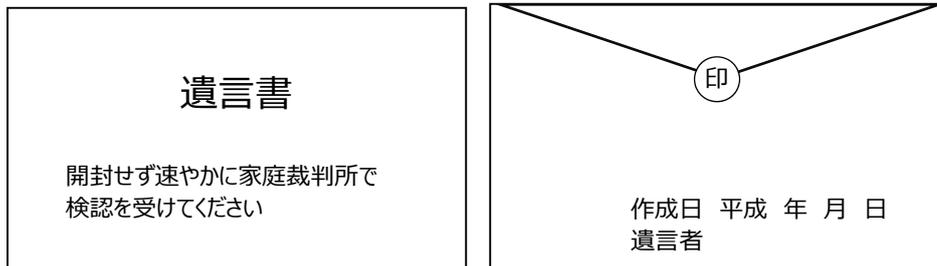
1. 遺言書（案）の通り、一文字も書き間違えることの無いようお気を付けてください。とくに下記の事項に問題があると、遺言書全体が無効になる恐れがあるのでご注意ください。

また、自筆証書遺言は訂正するときにも、その方法が厳密に決められています。そこで、一部でも書き間違えた場合は、訂正しようとせずに遺言書の全部を書き直すようにしてください。

- ① 全文を自筆にする（全てを手書きで直筆しなければなりません）
- ② 正確な作成日を書く（○年○月吉日のような書き方は駄目です）
- ③ 戸籍通りの正しい氏名を書く
- ④ 氏名の後ろに印鑑を押す

2. 遺言書を書き終わったら封筒に入れて糊付けし、遺言書に押したのと同じ印鑑で封印します。封筒には「遺言書」である旨、及び「遺言者の氏名」、「作成日」も書きます。

さらに、「開封せず速やかに家庭裁判所で検認を受けてください」というような記載もしておいた方が良いでしょう。



3. 遺言書の保管方法については決まりがありません。ご自宅で保管する以外に、死亡の事実が必ず伝わり、かつ信頼できる人に預かってもらうことも考えられます。また、遺言書の作成を依頼した専門家（司法書士など）に保管を依頼し、「遺言書を預けてあること」が相続人に分かるようにしておく方法もあります。

銀行などの貸金庫に遺言書を保管している例もありますが、契約者の死亡後に貸金庫を開けるための手続きが面倒です。

※ご不明な点があれば、司法書士までお気軽にお問い合わせください。また、遺言書が完成したら、封印する前にご持参くだされば、誤りが無いかを確認いたします。

高島司法書士事務所  
千葉県松戸市松戸 1176-2KAMEI.BLD.306  
TEL.047-703-3201  
<http://www.office-takashima.com/>